税のお知らせ
Tax Infomation

国民健康保険証の廃止について

【令和６年12月２日に健康保険証の新規発行は終了】

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードが健康保険証と一体化し、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに移行します。
令和6年12月2日以降は、紛失等による再発行を含め、新たな保険証は交付されません。

【お手元にある保険証は、有効期限（最長　令和7年7月31日）まで利用できます。】

現行の保険証が廃止された後も、令和6年12月1日の時点でお手元にある保険証は、有効期限（最長：令和7年7月31日）まで利用できますので、廃棄しないようにお願いします。

【保険証廃止後について】

▶マイナ保険証を保有している方には、「資格情報のお知らせ（A4サイズ）」を交付します。

「資格情報のお知らせ」の発送は、令和6年12月2日以降を予定しています。
マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、医療を受けることができます。

▶マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書（現行の保険証と同じサイズ）」を交付します。

発行済みの保険証をお持ちの場合、有効期限（最長　令和7年7月31日）が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」をお送りいたします。
マイナ保険証をお持ちでなくても、「資格確認書」を医療機関等で提示いただくことで、引き続き医療を受けることができます。

※保険税の滞納が続いている場合、特別療養費（医療機関等の窓口で医療費を全額負担し、後日、その内容を審査して決定した額から一部負担金の割合に応じて給付する制度）の支給対象者となります。

【マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きです。】

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点が変更されるものではありません。

【お問い合わせ】役場税務課国民健康保険担当☎ 0884-77-3615

阿南税務署からのお知らせ「税を考える週間」について

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

【優秀作品の展示】

阿南税務署管内の小学生、中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示を行っています。

●内容：税に関する作文、ポスター及び絵はがき
●期間：令和６年11月11日（月）～11月17日（日）まで
　※展示場所の営業日・営業時間内に限ります。
●場所：フジグラン阿南（阿南市領家町）
　那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の役場庁舎内

【お問い合わせ】役場税務課☎ 0884-77-3615 阿南税務署☎ 0884-22-0414

年金のお知らせ
Pension Infomation

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子郵送希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付スケジュール

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和６年１月１日から令和６年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和６年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和６年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和６年10月１日から令和６年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和７年１月下旬
		郵送	令和７年２月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

Information -お知らせ-

「美波町暮らしの便利帳」を発行します

役場政策推進課☎ 0884-77-3616

町のガイドブック「暮らしの便利帳」を作成し、令和7年3月頃、全戸配布する予定です。

今回で3回目の発行となり、行政手続きや施設案内、観光・地域情報など、町民の皆さんの生活に役立つ内容を掲載いたします。

編集・発行は、官民協働事業として株式会社サイネックスと協定を結び、町が行政情報を提供し、同社が広告の募集、冊子の制作・配布業務を行います。

令和6年10月から、便利帳への広告掲載のお願いに、同社の営業担当者が、町内の商店や事業所などを訪問させていただきますので、作成の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【広告募集・掲載に関するお問い合せ先】※広告掲載希望もこちら
株式会社サイネックス徳島支店　☎088-623-0530

※表紙は変更される場合があります。